

# 居宅介護支援重要事項説明書

介護老人保健施設 ほほえみの丘  
(指定居宅介護支援事業所)

様

---

## 重要事項説明書 ( 居宅介護支援 )

### 1. 当会の概要

名称・法人種別	神奈川県厚生農業協同組合連合会	
代表者名	代表理事理事長 高野 靖悟	
本所所在地	横浜市中区海岸通1-2-2 TEL 045-680-3065	
業務の概要	医療 保健 福祉事業	
事業所数	病院	2ヶ所
	健康管理センター	2ヶ所
	介護老人保健施設	1ヶ所
	通所リハビリテーション（介護予防含む）	1ヶ所
	地域包括支援センター	1ヶ所
	居宅介護支援事業所	3ヶ所
	通所介護（介護予防含む）	2ヶ所
	訪問看護ステーション（介護予防含む）	3ヶ所

### 2. 事業所の概要

事業所名	神奈川県厚生農業協同組合連合会 介護老人保健施設 ほほえみの丘
所在地	神奈川県伊勢原市下平間700番地
提供サービス	居宅介護支援事業
事業所指定番号	1454080008
管理者・連絡先	三浦 美穂子 電話 0463-91-6192
サービス提供地域	伊勢原市全域、平塚市（80地区） 厚木市（12地区）、秦野市（3地区）

### 3. 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	常勤 1名（兼務）
介護支援専門員	常勤 4名（兼務1名 専従3名）

### 4. 併設事業所

通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	神奈川県厚生農業協同組合連合会 介護老人保健施設 ほほえみの丘
--	------------------------------------

## 5. 営業日・営業時間

平日 8:30～17:00

土曜日 8:30～12:30

### 休業日

日曜日・祝日・土曜日（第1・3・5）

※年末年始（12/30～1/3）は「休祭日」の扱いとなります。

24時間連絡の取れる体制となっています。営業時間及び休業日については介護支援専門員が順番で所持する携帯電話に転送され、対応となります

## 6. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援費等については、介護保険制度から全額給付されるため（法定代理受領サービスである場合は）利用者の自己負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス実施地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（通常の実施地域を超え地点からの公共交通機関の運賃）の支払いが必要となります。なお、自動車を利用した場合には、徴収致しません。
- (3) 当事業所は特定事業所加算を算定しています。

## 7. 居宅介護支援の内容

- (1) 利用者宅へ訪問し、利用者についてその有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握（アセスメント）するため、利用者及びその家族に面接を行います。
- (2) 居宅サービス計画原案を作成します。その際、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めます。また、居宅サービス事業者は複数の指定居宅サービス事業者から選定が可能です。選定理由についてもご説明いたします
- (3) サービス担当者会議を開催し専門的見地からの意見徴収を行います。
- (4) 利用者へ居宅サービス計画原案を説明し、同意をいただきます。
- (5) 居宅サービス計画を利用者及びサービス担当者に交付します。医療系サービスを位置づけた場合には主治の医師等に対しても交付します。
- (6) 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に対し、個別サービス計画の提出を依頼します。
- (7) サービスの実施状況を確認し、サービス計画の見直しの必要性を検討するため、1ヶ月に1度利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接します。
- (8) 訪問（モニタリング）の結果を少なくとも1ヶ月に1回記録します。
- (9) サービスの変更の必要性について、要介護更新認定時や要介護状態区分の変更認定時等サービス担当者会議を開催します。

## 8. 運営の方針

- (1) 介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様、市区町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整を行います。
- (2) 介護支援専門員は、被保険者の要介護認定等に関する申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行います。また、被保険者の申請が行われている否かを確認して、その支援も行います。
- (3) 介護支援専門員は、被保険者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービスおよび福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的且つ、効果的に介護計画が提供されるよう配慮に努めます。
- (4) 介護支援専門員は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者 に提供されるサービスの種類等が特定の事業所に不当に偏ることのないよう公平、中立に行います。また、当事業所における居宅サービス計画の訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙1の通りとなります。

## 9. 利用にあたっての留意点

- (1) 入院した際には、退院後の在宅生活に向けての調整が入院中に必要となりますので、病院の窓口・看護師・相談員等に担当介護支援専門員の氏名・連絡先などを伝えるようご協力をお願いします。
- (2) 職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為を禁止とします。
- (3) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合には、居宅介護支援の中止または契約を解除することもあります。

## 10. 事故時の対応等

- (1) 事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族、関係機関への連絡及び措置・記録を行います。
- (2) 事業者は、サービス提供にあたって利用者に生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

## 11. 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者または家族の秘密については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除き、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後及び従業員の退職後も同様です。
- (2) 事業者は、文書により利用者またはその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

## 12. 従業者の研修

事業者は、介護支援専門員の資質の向上のための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- ① 採用時研修 採用後 1 か月以内
- ② 継続研修 年 4 回以上

### 13. 衛生管理等に関する事項

- (1) 従業員の健康状態の管理のために採用時、以後年 1 回は健康診断を実施します。
- (2) 事業所は設備および備品を清潔に保ち、衛生管理に努めます
- (3) 事業所は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じます。
  - ① 感染症対策委員会の開催
  - ② 感染症予防およびまん延防止のための指針の整備
  - ③ 感染症予防およびまん延防止のための研修の実施

### 14. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するために必要な措置を講じます。
  - ① 虐待防止委員会の開催
  - ② 虐待防止のための指針の整備
  - ③ 虐待を防止するための研修の実施
- (2) 事業所は、虐待を受けたと思われる利用者、虐待のおそれがある利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報するものとします。
- (3) 虐待防止に関する担当者 管理者 三浦美穂子

### 15. 身体拘束の禁止

事業者は、サービス提供にあたり身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

### 16. 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や自然災害は発生した場合においても、利用者に対して事業が継続的に提供できるよう業務継続計画を策定し、業務継続計画に基づき必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、介護支援専門員に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更します。

## 17. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談コーナー	電話	0463-91-6192
	ファックス番号	0463-96-1117
	相談員（責任者）	三浦 美穂子
	対応時間	8:30~17:00
		（日曜日・年末年始を除く）

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

伊勢原市役所 介護高齢課	所在地	伊勢原市田中348
	電話番号	0463-94-4722
	対応時間	8:30~17:15
厚木市役所 介護福祉課	所在地	厚木市中町3-17-17
	電話番号	042-225-2240
	対応時間	8:30~17:15
平塚市役所 介護保険課	所在地	平塚市浅間町9-1
	電話番号	0463-21-8790
	対応時間	8:30~17:15
秦野市役所 高齢介護課	所在地	秦野市桜町1-3-2
	電話番号	0463-82-9616
	対応時間	8:30~17:15
神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	8:30~17:15

※土日祝祭日・年末年始を除く

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結に当たり、重要事項について本書を交付し、説明しました。

事業者 説明者 \_\_\_\_\_ 印

所在地 神奈川県伊勢原市下平間700番地 \_\_\_\_\_

事業者名 介護老人保健施設 ほほえみの丘 \_\_\_\_\_ 印

管理者 三浦 美穂子 \_\_\_\_\_ 印

令和 年 月 日

重要事項説明書について説明を受け、内容に同意し、本書の交付を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

本人が署名できないため、本人の確認・指示に基づき代筆しました

氏名 \_\_\_\_\_

(続柄 \_\_\_\_\_)

利用者の家族

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(続柄 \_\_\_\_\_)

代理人 (選任した場合)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(関係 \_\_\_\_\_)